

入札保証金・契約保証金について

I 入札保証金

競争入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、後記5により入札保証金を免除される場合を除いては、指定する期限までに入札保証金又は、入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い、地方独立行政法人埼玉県立病院機構に納付しなければならない。

1 入札保証金等の額

入札保証金等の額は、入札書に記載する金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額とする。

2 入札保証金の納付

入札参加者等が、入札保証金を納付する場合には、次の方法により納付するものとする。

- (1) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「納付書兼領収書（3枚綴り）」により、入札保証金相当額（前記1の額）を取引金融機関に払い込む。この場合には、当該「納付書兼領収書」の写しを入札書提出期日までに提出すること。
- (2) 入札保証金額（1の額）を、現金で直接納付する。この場合は、入札書提出期日までに納付すること。

3 入札保証金に代える担保の種類及び価値

- (1) 上記1(1)の入札保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引き受け、保証又は裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行又は保証事業会社等の保証	その保証する金額

- (2) 担保の提供

入札参加者等は、上記3(1)に掲げた入札保証金に代える担保を提供する場合には、開札日に当該有価証券を提出するものとする。預かり時、出納員から当該有価証券と引き換えに「預かり証」を交付する。

4 入札終了後の入札保証金

- (1) 入札保証金の還付

契約の相手方が決定したときには、地方独立行政法人埼玉県立病院機構は、入札保証金等を納付した非落札者に対して次のいずれかの方法により還付する。

- (ア) 前記2の方法による場合には、当該「納付書兼領収書」（写しでも可）を添付した請求書により還付する。
- (イ) 前記3の方法による場合には、納付時に交付した「預り証」に「領収」の旨を付記し、記名押印して提出することにより還付する。

- (2) 落札者に係る当該入札保証金等は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当する。
- (3) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約の締結をしないときは、地方独立行政法人埼玉県立病院機構に帰属する。

5 入札保証金の免除

入札参加者が、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第6条の規定に基づき、入札保証金の納付の免除を希望したとき、次に掲げる場合は入札保証金の納付を免除することができる。

ア 入札参加者が、保険会社との間に地方独立行政法人埼玉県立病院機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加者が、銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。

ウ 契約履行実績に基づく入札保証金の免除

種類及び規模をほぼ同じくする契約を、当該年度を含め過去5年以内に2回以上全て誠実に履行したもの

エ 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条に規定する資格を有する者で、過去において、契約を誠実に履行した実績等を考慮し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

【留意点】

契約の相手方	国又は地方公共団体に加えて民間での実績でも免除可能。
当該年度を含め過去5年以内に2回以上全て誠実に履行したもの	当該年度を含め過去5年以内に履行の検査が行われ、誠実に履行したことが確認できること。 契約の相手方は、必ずしも同一でなくてよい。

ア又はイの場合には当該保険証書等を、ウ又はエの場合には条件を満たす契約書の写し及び履行を証明するものを、入札参加資格の提出期日までに入札公告17(2)に掲げる場所に郵送又は提出しなければならない。

【留意点】

契約書の写し	契約の規模を判断するため、契約金額は抹消しないこと。 仕様書や内訳一覧の部分の写しは必要としない。
「履行を証明するもの」の例	①検査調書の写し、②履行証明書、③当契約の代金受領証拠書類(預金通帳等)の写し なお、循環器・呼吸器病センターとの契約である場合に限り、当センターで履行を確認できるので履行を証明する書類は必要としない。

II 契約保証金

契約の相手方は、後記3により契約保証金を免除される場合を除いては、契約保証金又は、契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、地方独立行政法人埼玉県立病院機構に納付しなければならない。

1 契約保証金等の額

契約保証金等の額は、契約金額（契約単価に使用見込み数量を乗じたもの、消費税及び地方消費税を含む。1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額とする。

2 契約保証金に代える担保の種類及び価値

上記（1）の契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引き受け、保証又は裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

3 契約保証金の免除

次に掲げる場合には、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に病院機構を被保険者とする履行保険契約を締結したとき、当該保険証書の提出により免除する。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他管理者が指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき、当該保証契約書の提出により免除する。
- (3) 上記（1）又は（2）以外で契約の相手方が、契約保証金の納付の免除を希望する場合には、前記入札保証金5のウの規定を準用する。

この契約履行実績に基づく契約保証金納付の免除を希望する場合は、それぞれ必要な書類を添え、落札後速やかに担当窓口に提出しなければならない。

4 契約完了後の契約保証金

- (1) 埼玉県は、契約の相手方が納付した契約保証金等について、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときには契約の相手方に対して次のいずれかの方法により当該契約保証金等を還付するものとする。
 - ア 地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「払込書兼領収書（3枚綴り）」により納付した場合には、当該「払込書兼領収書」（写しでも可）を添付した「請求書」により還付する。
 - イ 契約保証金に代える担保を提供した場合には、領収の旨を付記して記名押印された「預り証」の提出によりこれを還付する。
- (2) 契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金は独立行政法人埼玉県立病院機構に帰属する。